

令和3年度版

# 監査のあらまし



出世大名  
家康くん

©浜松市

浜松市監査事務局

# 目次

	ページ
1 監査の目的	1
2 監査等の種類とその概要	1
(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等	
ア 定期監査	
イ 決算審査	
ウ 例月出納検査	
エ 基金運用審査	
オ 健全化判断比率等審査	
カ 内部統制評価報告書審査	
(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査	
ア 行政監査	
イ 随時監査	
ウ 財政援助団体等監査	
(3) 要求や請求に基づいて行う監査	
(4) 外部監査契約に基づく監査	
3 監査の効果	5
4 監査体制	6
(1) 監査委員	
(2) 監査事務局	
5 令和2年度の監査等実施状況	7
6 各監査等の主な事例	8
(1) 定期監査	
ア 財務監査	
イ 学校監査	
ウ 工事監査	
(2) 決算審査	
(3) 例月出納検査	
(4) 基金運用審査	
(5) 健全化判断比率等審査	
(6) 行政監査（特定の事案によるもの）	
(7) 随時監査	
(8) 財政援助団体等監査	
ア 財政援助団体	
イ 出資団体	
ウ 公の施設の指定管理者	
(9) 住民監査請求に基づく監査	



©浜松市

出世法師 直虎ちゃん

出世大名 家康くん

## 1 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

### チェックポイント！

- 事務執行は正確か
- 効果的な方法か
- ルールに従っているか
- 無駄はないか
- 目的にかなっているか



## 2 監査等の種類とその概要

「浜松市監査基準」に準拠した監査委員による監査等を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を行っています。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

### (1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監査区分	内容
ア 定期監査 ＜法第 199 条第 1 項、 第 4 項＞	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。 【学校監査】市の小・中学校の事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているか。 【工事監査】市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
イ 決算審査 ＜法第 233 条第 2 項、 公企法第 30 条第 2 項＞	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
ウ 例月出納検査 ＜法第 235 条の 2 第 1 項＞	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在 High 及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。

監査区分	内 容
工 基金運用審査 <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。
才 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項>	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかどうかを主眼に実施します。
カ 内部統制評価報告書審査 <法第 150 条第 5 項>	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

## (2) 監査委員が必要があると認めたとときに行う監査

監査区分	内 容
ア 行政監査 <法第 199 条第 2 項>	経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 <法第 199 条第 5 項>	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等監査 <法第 199 条第 7 項>	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 <b>【財政的援助をしている団体、出資している団体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的どおりの事業成果を挙げているか。</li> </ul> <b>【公の施設の指定管理者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。</li> <li>・市民サービスの向上につながっているか。</li> </ul>

このほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

### (3) 要求や請求に基づいて行う監査〈法第 75 条ほか〉

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 住民監査請求に基づく監査
- オ 職員の賠償責任に関する監査



住民監査請求の流れは次ページに記載していますが、ホームページでもご覧になれます。

浜松市トップ > 「監査 手引」 で検索



監査 手引



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

### (4) 外部監査契約に基づく監査〈法第 252 条の 27〉

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の 2 種類があります。

#### 包括外部監査

法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度 1 回以上、特定のテーマを決めて行います。

※ 令和 2 年度：テーマ「外郭団体に対する市からの財政支出等について」

#### 個別外部監査

市民、議会、市長の請求等によって行います。

※ 令和 2 年度：請求なし



包括外部監査に関する事務については、政策法務課（Tel053-457-2798）が担当しています。

また、包括外部監査の結果はホームページでご覧になれます。

浜松市トップ > 「包括外部監査」 で検索



包括外部監査

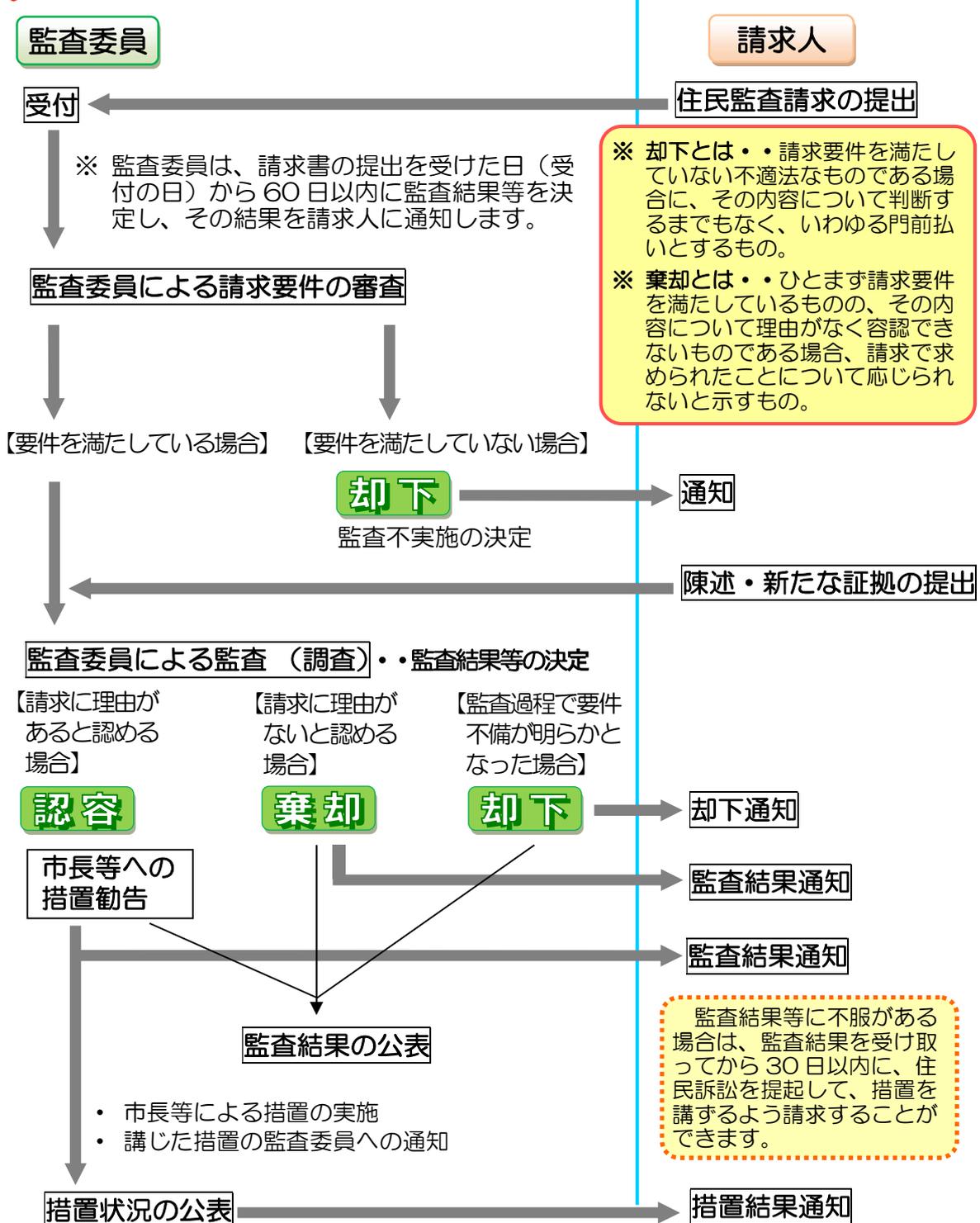


<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

※前ページ (3) 要求や請求に基づいて行う監査より  
**●住民監査請求に基づく監査〈法第242条〉**

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することなどができる制度です。

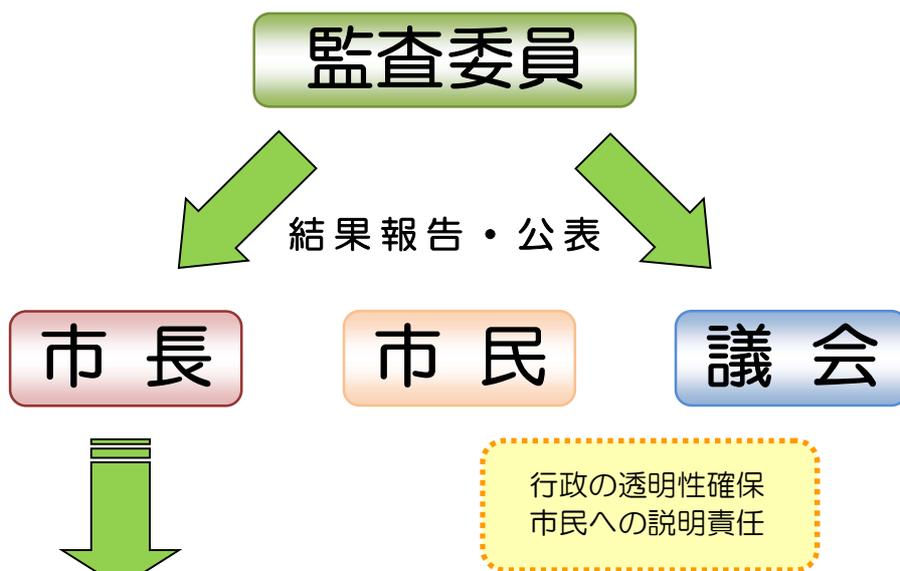
**＊住民監査請求の流れ** .....



### 3 監査の効果

監査委員は、監査結果を「監査結果報告書」として市長や議会に報告します。指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として同様に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。



#### 効果

- ・ 監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。
- ・ 過去に指摘され、同じ原因で不適正であったりした類似の事業が精査され、再発の防止になります。
- ・ 複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。
- ・ 各業務においてマニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。
- ・ 他の部署への指摘を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有される等、内部統制の強化が図られます。

監査は後が肝心  
なのじゃ！



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

# 4 監査体制

## (1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき設置が義務付けられています。監査委員は、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任します。

浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議（ごうぎ）※により監査結果に関する報告の決定、意見及び勧告に関する決定をしています。それを報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議（ごうぎ）とは、2人以上が集まって、一定の方向や結論を見出すべく相談すること。

（令和3年7月1日現在）

区 分	氏 名	任 期	備 考
識見委員	川嶋 朗夫	令和3年4月1日～令和7年3月31日	常勤
識見委員	佐藤 雅秀	令和2年4月1日～令和6年3月31日	非常勤
議会選出委員	鳥井 徳孝	令和3年6月16日～議員の任期	非常勤
議会選出委員	鈴木 育男	令和3年6月16日～議員の任期	非常勤

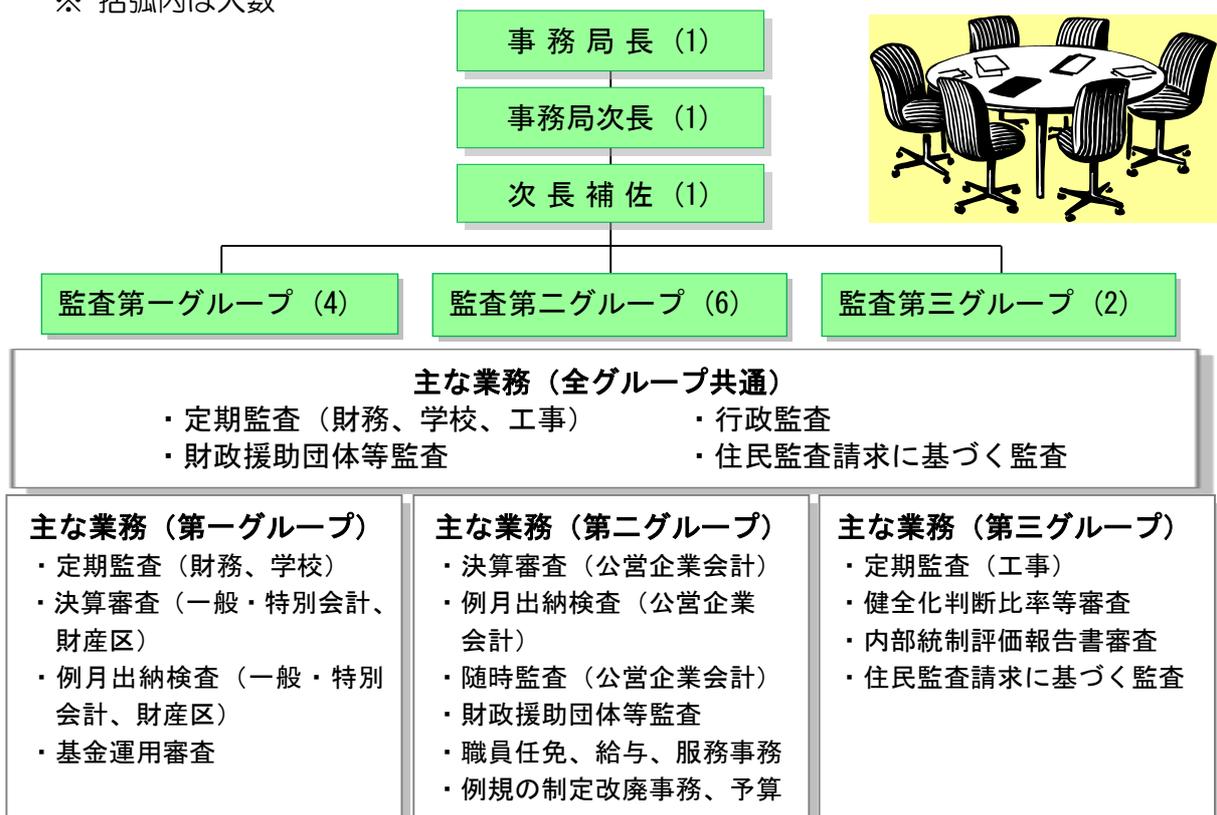
## (2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

一般の職員のほか、非常勤の庁内公認会計士及び庁内弁護士の委嘱、工事監査における調査事務の一部の外部委託などにより、専門的知識や民間の視点を活かすことで監査の充実・強化を図っています。

### ●監査事務局組織図（令和3年4月1日現在）

※ 括弧内は人数



## 5 令和2年度の監査等実施状況

監査委員が令和2年度に実施した監査、検査及び審査の実施状況を紹介します。市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監査区分		実施状況【指摘件数等】			
		実施	指摘	指導	意見
定期監査	財務監査 (行政監査含む)	82 課	1 件	118 件	11 件
	学校監査	24 校	0 件	5 件	1 件
	工事監査	7 工事	0 件	0 件	0 件
決算審査		いずれも正確でおおむね適正に執行していると認められた。			
例月出納検査		いずれも正確に行われていると認められた。			
基金運用審査		いずれも正確で確実かつ効率的に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
行政監査（特定の事案によるもの）		実施なし			
随時監査	公営企業会計	3 会計	0 件	0 件	0 件
	財務事務等	実施なし			
財政援助団体等監査	財政援助団体	7 団体	0 件	3 件	0 件
	出資団体	2 団体	0 件	0 件	0 件
	指定管理者	7 団体	0 件	17 件	1 件
住民監査請求に基づく監査		3 件			

### 指摘（公表）

..... 法令・条例・規則・要綱等に違反しているもので、是正及び改善を要するものなど

### 指導（非公表）

..... 指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど

### 意見（公表）

..... 執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する必要があるものなど

## 6 各監査等の主な事例

令和2年度に実施した監査、検査及び審査のうち、主な事例を紹介します。  
なお、各種監査の結果は、ホームページにある監査事務局のページや図書館等でもご覧になれます。

監査結果に基づく措置や住民監査請求の手引等、様々な情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

浜松市トップ > 「市政監査」 で検索



市政監査



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

### (1) 定期監査

ア 財務監査 実施82課（指摘1件、指導118件、意見11件）

#### 監査結果

財務に係る事務の執行について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



#### 指 摘

平成28年度から平成31年度までのスポーツ健康相談負担金について、スポーツ健康相談の開催に関する協定書に基づき、事業完了後の精算に係る戻入処理が行われていないため、交付団体から計308,995円の返還を受け、市の収入とするよう適正に事務処理を行うことを求めました。



#### 改善措置

上記について、令和2年11月30日に返還請求を行い、同年12月18日に入金されたことを確認しました。

平成30年8月13日付け財政課長・政策法務課経営推進担当課長通知「負担金事務の適正な執行について」に基づき、負担金事務の適正な執行や見直しに努めるとともに、適正な事務処理を行うよう是正しました。

※改善措置内容は、所管課からの報告後、議会に報告し、ホームページに掲載します。

## イ 学校監査 実施 24 校（指摘 0 件、指導 5 件、意見 1 件）

### 監査結果

書類調査等により小学校 16 校、中学校 8 校の監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。



### 意見

教職員の多忙化を解消するため、教職員を支援する校務アシスタントの配置などの体制整備や学校管理運営システムによる出退勤管理などの取組を背景として、時間外勤務時間数の削減などの効果が出てきています。

GIGAスクール構想を推進するなかで、教職員業務を支援するアプリケーションの活用、文書のデジタルデータ配布による印刷物の削減等、ICTを活用した校務の情報化の推進や、校内各種支援員の職域統合等による効率的な人員配置の実施など、引き続き環境の整備に取り組むことで更なる働き方改革に努めるよう求めました。

## ウ 工事監査 実施 7 工事（指摘 0 件、指導 0 件、意見 0 件）

### 監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち、工事進捗状況等を考慮のうえ選択した「市民音楽ホール新築工事（建築工事）」や「四ツ池公園陸上競技場改修工事」等の案件について、おおむね適正に処理されていると認められました。

＜市民音楽ホール新築工事の現場確認の様子＞



出世法師 直虎ちゃん 出世大名 家康くん

## (2) 決算審査

### 審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に適合し、かつ、その計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行はおおむね適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、おおむね適正であると認められました。



### 意見

#### 【一般会計・特別会計】

「人口減少や少子高齢化が進展するなかで変化し続ける多様な行政課題に対し、SDGs 推進の観点や戦略計画 2020 の基本方針に基づき、迅速かつ的確に対応していかなければならない。また、将来にわたる安定した財政運営に向けて、歳入確保を徹底するとともに、事業の見直しや選択と集中による歳出の重点化の強化を図っていくことが求められる。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

- ・ 健全な財政運営の推進
- ・ 市税の収入率向上と適正な債権管理
- ・ 会計事務等における内部統制
- ・ 森林環境譲与税の用途等
- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業制度の周知
- ・ 駐車場経営計画（第 2 期）の総括

#### 【公営企業会計】

「各企業は、「新公立病院改革プラン」、「浜松市水道事業ビジョン」及び「浜松市下水道ビジョン」等に基づき、経営基盤強化に取り組んでいるところであり、今後も経営環境の変化を的確にとらえ、柔軟に対応するとともに、健全な経営及び安定したサービスの提供ができるよう企業経営に引き続き取り組まれない。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

（病院事業会計）

- ・ 健全な経営の推進

（水道事業会計）

- ・ 経営分析

（下水道事業会計）

- ・ 近年の総合的な浸水対策
- ・ 管きよ築造工事における安全対策と職員の技術力習得・継承

### (3) 例月出納検査

#### 検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について検査を行った結果、現金の出納事務がいずれも正確に行われていると認められました。

### (4) 基金運用審査

#### 審査結果

基金運用状況報告書について審査を行った結果、その計数は正確であり、基金の運用は確実かつ効率的に行われていると認められました。

### (5) 健全化判断比率等審査

#### 審査結果

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

### (6) 行政監査（特定の事案によるもの）

令和2年度は、実施しませんでした。

### (7) 随時監査 実施 公営企業3事業会計（指摘0件、指導0件、意見0件）

#### 監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計を対象に、財務に係る事務の執行について監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。



## (8) 財政援助団体等監査

- ア 財政援助団体（市が補助金交付などの財政的援助をしている団体）  
実施7団体（指摘0件、指導3件、意見0件）

### 監査結果

財政援助団体を対象に監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

- イ 出資団体（市が資本金等の1/4以上を出資している団体）  
実施2団体（指摘0件、指導0件、意見0件）

### 監査結果

出資団体を対象に監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

- ウ 公の施設の指定管理者（文化・スポーツ施設などの公共用施設の指定管理者）  
実施7団体（指摘0件、指導17件、意見1件）

### 監査結果

公の施設の指定管理者を対象に監査を行った結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



### 意見

浜松市フルーツパークについて、所管課に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により入園者数の大幅な減少が見込まれるなか、指定管理事業と自主事業の内容を確認し、指定管理者と十分な協議を行うとともに、その収支状況を的確に把握し、観光施設的な要素を取り入れた農業振興施設として産業部内での連携を強化することにより、安定して魅力ある施設運営に努めるよう求めました。



出世法師 直虎ちゃん 出世大名 家康くん

## (9) 住民監査請求に基づく監査

令和 2 年度は、3 件の住民監査請求がありました。

### 請求内容

1 件目及び 2 件目は、令和 2 年度及び平成 25 年度から平成 30 年度の間  
に交付した民間事業者への企業立地促進事業費補助金等について、補助金  
交付要綱に反して、違法、不当に交付したとして、返還を命じる等の必要な  
措置を勧告するよう求めるもの。

3 件目は、令和元年度及び令和 2 年度において、民間事業者が本来行う  
べき市道の除草を市が行い、委託料を支出したのは違法であるとして、市が  
支出した費用の民間事業者からの回収を勧告するよう求めるもの。



### 監査結果

1 件目及び 2 件目について、補助金の交付に違法又は不当な点は認めら  
れないことから、令和 2 年度に交付した補助金に対する請求については棄  
却しました。また、平成 25 年度から平成 30 年度の間  
に交付した補助金に対する請求については、請求期限を経過した不適法な請求であるため却下  
しました。

3 件目について、市が除草を行った範囲は、道路管理者として市が管理す  
る区域であり、管理のため必要な行為として自らの費用で行ったものです。  
このことについて、違法又は不当な点は認められないことから、令和 2 年  
度分委託料に対する請求については棄却しました。また、令和元年度分委託  
料に対する請求については、請求期限を経過した不適法な請求であるため却  
下しました。



出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん



浜松市  
HAMAMATSU CITY

令和3年度版 監査のあらまし

令和3年7月発行

【発行】浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

TEL (直通) 053-457-2391